

手軽に
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2018年
5月号

CONTENTS

資産安心コラム 2・3ページ

分け合う遺産が不動産しかない
——遺言書と遺留分は、どちらが効力ある？

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

死亡退職金にも相続税が課税されるの？

数字でみる相続

195.7万円

日本消費者協会が発表した『第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書』によると、葬儀費用の全国平均額は195.7万円でした。内訳は、葬儀一式費用が約121万円、寺院の費用が約47万円、飲食接待費が約31万円と、3項目が大半を占めています。一般的に葬儀には、祭壇や棺などの“葬儀に直接関わる費用”

のほか、料理や返礼品などの“飲食接待費”、火葬料金などの“施設使用料”、心付けやお布施など様々な費用がかかります。今回の調査でも『家族の葬儀を経験して困ったこと』として、『心付けやお布施の額』や『通夜・告別式の接待の仕方や手配』が挙げられました。いざというときに困らないよう、生前から葬儀や相続について家族や専門家と話し合っておくことが大切です。

相続についてお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

分け合う遺産が不動産しか ——遺言書と遺留分は、どち

いざ相続財産を複数の相続人で分け合うことになったとき、遺産が不動産だけだったら、どう分割すべきなのでしょう？ また仮に、特定の誰かに全財産を譲る遺言書が作成されていたら……。今回はこのような事例をもとに、遺言書の効力と法定相続人が有する“相続財産を確保する権利”について、ご紹介します。

遺言書を作成しただけでは 不十分？

3姉妹の長女のA子さんは、実家で高齢の母親を介護しています。結婚して都内の賃貸マンションに住んでいる2人の妹は、母親の面倒を看てはいません。そのため、母親が「私が死んだら、何もしてくれない次女や三女ではなく、面倒を見てくれたA子に財産を譲りたい」と言い出しました。

A子さんの母親の財産を調べたところ、預貯金はほとんどなく、実家の一戸建てのみということが判明。知り合いの税理士に実家を評価してもらおうと、相続税評価額は9,000万円になることが分かりました。なお、今後も実家に住み続ける予定のA子さんは、“特定居住用宅地等の特例(※1)”を適用できるため、実家を相続しても基礎控除の範囲内となり、相続税が課税されません。

そこで母親は“A子さんに実家を相続させる”という旨の公正証書遺言を公証役場で作成しました。A子さんは遺言書の内容を母親から聞いていましたが、2人の妹は作成したことを知らずにいました。

そんなとき、病状が悪化し母親が亡くなってしまいました。葬儀も無事終わり“あとは遺言書どおりに遺産分割を行うだけ”とA子さんが胸をなでおろしていた矢先、2人の妹が“遺留分減殺請求”を言い出したのです。果たして、この“遺留分減殺請求”とは、何なのでしょう？

“遺留分減殺請求”とは？

まず、一定の範囲の法定相続人には“遺留分”という、最低限の相続財産を確保する権利が法律で認められています。(一定の範囲の法定相続人とは、基本的に配偶者や子ども、親など兄弟姉妹以外の法定相続人のことを指します。)この遺留分は、遺言などによって、法定相続人が財産をまったく相続できなくなることを防止する制度です。なお、遺留分は、相続財産に対して下記の図の割合が保証されています。

そして、この遺留分を侵害された法定相続人が、受遺者や受贈者に対して遺留分を主張し、侵害額を請



ない らが効力ある？

求することを“遺留分減殺請求”といっています。

民法902条1項にて、被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を決定することができるものの、『遺留分に関する規定に違反することができない』と定められています。つまり、遺留分は遺言よりも優先されると示されているのです。ただし、遺留分を侵害された法定相続人が遺留分減殺請求をしない場合は、たとえその法定相続人の遺留分が侵害されていたとしても、遺言の内容が有効となるケースもあります。

実家を売却することに……

今回の事例では、2人の妹がA子さんに対して遺留分減殺請求をしました。そのため、相続財産である実家の評価額9,000万円のうち、3分の1(1,500万円ずつ、合計3,000万円)を妹2人が相続することになったのです。Aさんは3,000万円という大金など持っていなかったため、泣く泣く実家を売却。売却金額の中から2人の妹に1,500万円ずつ

を支払いました。

このように、特定の誰かが得をするような遺言書を作成する際は、遺留分減殺請求をされることを踏まえ事前に対策を講じておく必要があります。今回のケースでいえば、母親の生前から生命保険契約などを活用し、多少なりとも2人の妹へ支払う代償金の準備をしておけば、相続で揉めることはなかったかもしれません。

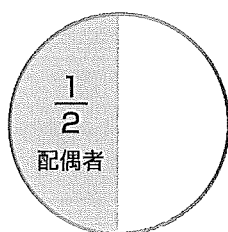
相続・贈与についてご心配なことがあれば、お気軽にご相談ください。

※1 特定居住用宅地等の特例とは、被相続人が居住していた宅地等を配偶者や同居親族などが相続し、必要要件(※2)を満たした場合、土地面積330㎡まで課税価格を80%減額できる制度です。

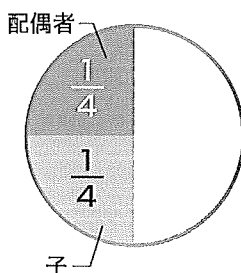
※2 要件は、相続する親族によって異なります。同居の親族が相続する場合は『相続開始のときから相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人』が要件とされています。

遺留分

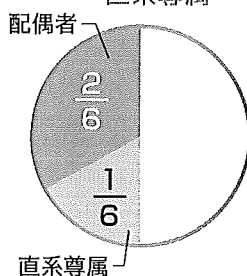
① 配偶者のみ



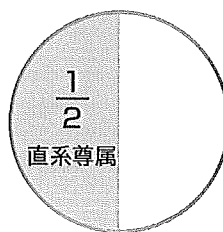
② 配偶者と子ども



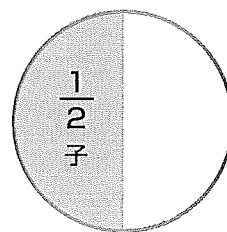
③ 配偶者と直系尊属



④ 直系尊属のみ



⑤ 子どものみ



死亡退職金にも相続税が課税されるの？

Q 会社員の夫が病気で亡くなったため、会社から死亡退職金の給付を受けました。この死亡退職金も相続税の課税対象となるのでしょうか？

A みなし相続財産と考えられるため、相続税が課税されます。ただし、法定相続人の数に応じて一定額が非課税になります。

死亡退職金など、被相続人が亡くなったことにより発生した財産は“みなし相続財産”といい、相続税の課税対象となります。なお、被相続人の死亡後3年以内に遺族への支給が確定した退職手当金や功労金も、みなし相続財産として相続税が課税されます。

しかし、亡くなった人を弔い、

遺族を慰める趣旨で支給する弔慰金は、原則として相続税の課税対象にはなりません。ただし、下記のいずれかに該当するものは退職手当金等として相続税が課税されます。

- (1) 雇用主から支給された弔慰金が、実質上、退職手当金などに該当すると認められるもの
- (2) 弔慰金が、被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額(業務上の死亡である場合)を超える部分に相当する金額
- (3) 弔慰金が、被相続人の死亡当時の普通給与の半年分に相当する額(業務上の死亡ではない場合)を超える部分に相当する金額

※普通給与とは、俸給・給料・賃金・扶養手当・勤務手当などの合計額を指します。

なお、死亡退職金は、法定相続人の数に応じて非課税限度額が設定されています。非課税額は『500万円×法定相続人の数＝死亡退職金非課税限度額』で算出します。ただし、相続人以外の方が取得した死亡退職金には、非課税の適用がないので注意が必要です。

相続・贈与についてお悩みの方は、ぜひ一度お問い合わせください。

